

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る
個別協議の状況に関する確認事項

鳥取県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、鳥取県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

- ①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
合計				

- ②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
合計				

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
5 3	鳥取市叶	鳥取市秋里	7	
合計			7	

2. 河 川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
なし

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
天神川水系

そ の 他

鳥取県として、直轄区間の移管にあたって必要と考えられる最低限の条件については、次の①～③に示すとおりである。

- ①財源措置が確実であること。
- ②人員や資機材が確保されること。
- ③大規模災害時の、国の支援の仕組みづくりが確実になされること。

今後、地元自治体や県議会の意見を聞いた上で移管の是非を判断するものであり、現時点は、移管の可能性についての協議段階である。

以上。